

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、外国人の方を含めて、日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。（滞在期間に関わらず、日本国内に住所を有する方は日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。）

しかし、保険料を支払うことが経済的に困難な場合、学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。（この申請手続きは毎年必要です。）

この申請手続きを行うことで、あなたが将来年金を受け取る権利を確保するだけでなく、あなたが万が一、事故などにあい、障害を負ったときに障害基礎年金を受け取ることができる権利を確保することができます。

〈対象となる方〉

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が 1 年以上の課程（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

【申請時の注意点】

● 申請する年度について

- ・ 学生納付特例の 1 年度は 4 月～翌年 3 月までです。（4 月から始まり翌年 3 月までの 1 年間です。）
- ・ 翌年度も引き続き学生納付特例の申請を希望する場合は、改めて 4 月に申請手続きが必要です。

● 学生納付特例が申請できる期間

- ・ 過去の年度分……申請書が受理された月から 2 年 1 カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
- ・ 今年度分 ……翌年 3 月（1 月～3 月に申請したときは、その年の 3 月）分まで。

ただし、1 枚の申請書で申請できるのは、4 月から次の年の 3 月までの 12 カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

※ 過去の年度分は 2 年 1 カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

- ・ 在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）※コピーは A 4 判で添付してください。
- ・ 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または 雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。その他、必要な添付書類は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へお尋ねください。

● マイナンバーにより各種手続きを行う場合

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、学生証と健康保険被保険者証の 2 点など

【申請書の提出先等】

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

● 学生納付特例事務法人（在学している教育施設が指定されている場合）へ申請を委託することもできます。

● 3 枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。

あなたが国民年金保険料の学生納付特例を申請する場合、申請書記入例が裏面にありますので、ご覧ください。

記入例

国民年金保険料学生納付特例申請書の記入例です。国民年金保険料の学生納付特例を申請する場合、あなたが記入する部分は赤字の部分です。(日本語または英語(アルファベット表記))で記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容が不明の場合、日本語での記載をお願いする場合があります。

あなたが学生納付特例申請をするという意思表示の欄です。また、前年の所得についての記入誤りがないこと、この申請に必要なあなたに関する情報(所得情報等)の確認を日本年金機構に委任することを承諾する欄です。

・マイナンバー(個人番号)または基礎年金番号を記入してください(基礎年金番号で申請する場合は左詰めで記入してください)。

・あなたの氏名を記入してください。

・あなたが学生納付特例を希望する期間を記入してください。

・学生納付特例の期間は、4月～翌年3月までです。

(例) 令和2年度分(2020年度分)

⇒ 2020.4～2021.3

・過去の年度分は、申請書が受理された月から2年1カ月前まで(すでに保険料が納付された月を除く)申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

・あなたの入学年月から卒業予定年月を記入してください。

●必ず記入してください。

・所得は収入から必要経費を除いたものです。

・所得がない場合は、「1.なし」、所得が118万円以下の場合は「2.あり(118万円以下)」、所得が118万円を超える場合は「3.あり(118万円超)」に○をつけてください。

※税申告を行っていない場合や、分からない場合は、お近くの市区役所・町村役場にご確認ください。

・申請期間中に海外から転入した場合は国名と転入日、海外に転出した場合は国名と転出日を記入してください。(例:あなたが現在は日本に居住していて、2020年4月1日にアメリカ合衆国から転入した場合は、「2020年4月1日アメリカ合衆国から転入」と記入してください。)

・学生証のコピーを添付してください。

国民年金保険料 学生納付特例申請書です。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 令和2020年4月1日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認を日本年金機構に委任することを承諾します。

あなたの住所
〒123-4567
TOKYO, SUGINAMIKU, TAKAIDONISHI, 1-2-3

住所: あなたの氏名
被保険者氏名: JOHN SMITH

基本情報

① 個人番号(または基礎年金番号) X X X X X X X X X X

② あなたの生年月日 7. 平成 1990 年 8 月 10 日

③ 氏名 JOHN SMITH

④ 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 080-XXXX-XXXX

申請期間を記入する欄

⑤ 申請期間 平成2020年4月から 平成2021年3月まで

⑥ 在学予定期間 平成2020年4月から 平成2023年3月まで

⑦ 学校の名称 ABC University

⑧ 学校の所在地 TOKYO 都 SUGINAMIKU, XX-CHO

⑨ 学生の区分 1. 学生(学位あり) 2. 通信制・通信課程 3. 科目履修生 4. 研究生 5. その他

⑩ 学生証の有効期限 平成2021年3月まで

⑪ 前年所得 1. なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()・なし】

⑫ 特例認定区分(特例) 1. 失業 平成2020年4月1日 ⇒ 雇用保険加入()・なし 2. 天災等 3. その他()

⑬ 備考 2020年4月1日アメリカ合衆国から転入

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合は、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄 学生証確認済 ☐

【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学生証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

・「提出年月日」、提出日時点の住民票の住所、あなたの氏名(パスポートに記載のアルファベット表記)を記入してください。

・あなたの生年月日を記入してください。(西暦で記入してください)

・電話番号を記入してください。

・学校名を記入してください。

・都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。

該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入のうえ、()内に具体的に記入してください。

・学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

・あなたが会社を辞めたこと等を理由として申請するときは、会社を辞めた翌日を記入してください。働いていた時の雇用保険の加入について、あり・なしに○をつけてください。ありの場合は失業を証明する書類を添付してください。

1 国民年金などの公的年金の概要

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- (2) 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

2 月々の保険料

令和2年4月分から令和3年3月分の国民年金の月々の保険料は16,540円です。

保険料は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

3 国民年金から支給される年金給付

- (1) 老齢基礎年金
国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。
- (2) 障害基礎年金
国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。
- (3) 遺族基礎年金
国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、又は子）に遺族基礎年金が支給されます。

○詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

日本年金機構

検索

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤルへ」



0570-003-004 (ナビダイヤル)

050 で始まるお電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構
Japan Pension Service

2007 1016 064